

亀山市告示第65号

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（5人を限度とする。）」を削り、「額とする」を「額を限度として、予算の範囲内において市長が定める」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。